

タクシー事業者向け多言語対応端末等導入補助金【Q & A】

〔略称〕

- ・「要綱」：タクシー事業者向け多言語対応端末等導入補助金交付要綱
- ・「要領」：タクシー事業者向け多言語対応端末等導入補助金交付要領

1. 補助対象者（要綱第3条）

【1-1】「東京都内で・・・タクシー事業を営んでいること。」の具体的内容

- 一般乗用旅客自動車運送事業の許認可の「営業区域」が東京都内にあることをいいます（要領第1条）。
また、タブレット端末等を設置する車両は、自動車検査証記録事項に記載の「使用の本拠の位置」が、東京都内にある必要があります（要綱第5条）。
一方で、法人である場合の登記簿上の本店・支店、あるいは、個人事業者の所在地については、東京都内でなくても結構です。

【1-2】「事業の停止処分等を受けていないこと。」でいう「事業の停止処分等」とは何か

- 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（国自安第60号等）で規定する行政処分のうち、「事業の停止処分」と「自動車等の使用停止処分」を指します。
そして、停止処分期間中は、財団における補助金交付決定、補助金額確定の手続等は、停止されますので、ご注意ください。

2. 補助対象タブレット端末等（要綱第4条）

【2-1】「タブレット端末」とは何か

- 液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、ペンや指で操作する端末を指します（液晶ディスプレイの大きさは問いません）。
なお、タブレット端末のみで、第4条に規定する多言語・決済機能の4つの全ての要件を満たす必要はなく、その他のタブレット端末ではない機器（液晶ディスプレイ等が無い機器）と合わせて、要件を満たせばよいです。
その場合、タブレット端末ではない機器も補助対象となります。

【2-2】 既に、第4条に規定する多言語・決済機能の4要件の一部を満たすタブレット端末等を設置済みである場合はどうなるのか

- 新たにタブレット端末等を導入することにより、4つの全ての要件を満たすことになる場合は、当該タブレット端末等の新規導入は補助対象となります（要領第2条）。

※ 既に、4要件の一部を満たすタブレット端末を導入済みで、新たにタブレット端末ではない機器を導入することで、全ての要件を満たす場合は、当該機器の新規導入は補助対象となります。

※ 既に、4要件の一部を満たすタブレット端末等を導入済みであるが、それも含めて

入れ替えをして、新たに4つの全ての要件を満たすタブレット端末等を導入する場合、当該タブレット端末等の新規導入は補助対象となります。

【2-3】 「コミュニケーションを図ることができる機能」の具体的内容

- タブレット端末等により、双方向で意思疎通を図ることができる機能をいいます。
日本語から英語・中国語・韓国語への翻訳だけでなく、英語・中国語・韓国語から日本語への翻訳ができる機能も必要です。
なお、1台の端末で上記の機能を達成する必要はなく、複数台でも構いません。

【2-4】 「中国語」は、簡体字、繁体字のどちらでもよい

- 「中国語」については、簡体字、繁体字のどちらか一方の翻訳に対応していればよいです。
なお、両方含んでいてもよく、その場合、同時に導入するのであれば、あわせて補助対象となります。

【2-5】 「英語」、「中国語」、「韓国語」の3言語以外の言語の翻訳機能があってもよい

- 「英語」、「中国語」、「韓国語」の3言語の翻訳の機能が最低限あればよく、それ以外の言語に対応する場合も補助対象となります。
その場合、3言語と同時に導入するのであれば、それ以外の言語の翻訳機能に係る経費についても、補助対象となります。

【2-6】 「キャッシュレス対応の決済機能」を有する製品・ソフトウェアに指定はあるか

- タッチ決済及びQRコード決済に対応している機器に限ります。
なお、タッチ決済及びQRコード決済機能の他に、「IC対応クレジットカード対応の決済機能」等の他の機能が付随している製品・ソフトウェアも補助対象となります。

【2-8】 多言語・決済機能以外の機能（例：サイネージによる広告機能）があってもよい

- 第4条に規定する多言語・決済機能の4つの要件を満たせばよく、その他の機能を有する端末等も補助対象となります。
その場合、同時に導入するのであれば、サイネージ広告機能等の他の機能に係る経費についても、補助対象となります。

3. 補助対象車両（要綱第5条）

【3-1】 タブレット端末等を設置する補助対象車両は、所有、リースのいずれでもよい

- 補助対象者であるタクシー事業者が「使用」する車両であればよく、所有車両、リース車両のいずれでもよいです。
ただし、リース車両の場合は、タブレット端末等の設置について、リース会社に了解を得ておいて下さい。

※ 現に「使用」している車両のほか、交付申請時に発注（リースの場合は申込）している車両についても補助対象に含めることが可能です。

【3-2】 補助対象車両の機能に関する要件はあるか

- 「ユニバーサルデザインタクシー車両（以下「UD車両」という。）の区分で交付申請する場合は、国土交通大臣が認定した車両であることが必要です。
- 一方、その他の「東京観光タクシー認定ドライバーが主として乗車する車両」等の区分で交付申請する場合は、車両の機能に関する要件はありません。事業者の方で主として乗車する車両を指定していただければ結構です。

【3-3】 補助対象車両の台数（＝タブレット端末等の設置可能台数）は、どの時点で確定するのか

- 補助対象車両の台数は、最終的には、タブレット端末等の設置時点で確定します。
- 例えば、UD車両のみで交付申請する場合、交付申請時にはUD車両が6台であったが、1台廃車して、タブレット端末等の設置時には5台になっていた場合には、補助対象車両の台数（＝タブレット端末等の設置可能台数）は5台で確定し、それで実績報告書を提出していただきます。
- 一方で、交付申請時にはUD車両が5台であったが、UD車両を購入して1台増えたため、新規導入するタブレット端末等も1台増やして6台にしたい場合は、端末等の追加契約前に、変更承認申請書を財団に提出して、承認を受ける必要があります。

【3-4】 補助対象車両は、交付申請する分のみ補助金交付申請書に記載すればよいか

- 補助金交付申請書に記載する補助対象車両は、タクシー事業者が使用する全ての補助対象車両を記載する必要はなく、交付申請する分のみ記載していただければよいです。

【3-5】 再申請をする場合、補助対象車両の台数の算出等はどのようにすればよいか

- 2回目以降の再申請の場合、要綱5条第1項の規定により、再申請時点で新たに算出した補助対象車両の台数から、既に交付を受けた補助金に係る車両の台数を除いた数が、補助対象車両の台数となります（要綱第5条第2項）。
- 例えば、東京都地域通訳案内士の区分のみで申請をするケースで、1回目の申請では、地域通訳案内士が3名で、対象車両2台（ $3 \times 0.4 = 1.2$ ※端数切上げ）で補助金交付を受けた。それ以降、地域通訳案内士が3名増えて計6名となり、2回目の申請を行う場合、新たに算出する補助対象車両の台数は、3台（ $6 \times 0.4 = 2.4$ ※端数切上げ）となり、既に交付を受けた補助金に係る車両の台数は2台であるため、1台（3台－2台）が、2回目の申請における補助対象車両の台数となります。
- 【上記の事例で、地域通訳案内士の増加分の3名のみで算出すると2台（ $3 \times 0.4 = 1.2$ ※端数切上げ）となりますが、この算定方法は認められませんので、注意願います。これは、6名をまとめて1回で申請した場合と、3名ずつ2回に分けて申請した場合とで、端数処理の影響で算出結果が異なってしまうからです。】

【3-6】 再申請をする場合、同一の車両を重複して補助対象車両とはできないのか

- 2回目以降の再申請の場合、既に申請・交付を受けた車両と同一の車両を重複して補助対象車両とすることは原則としてできません（要綱第5条第3項）。
- しかし、例えば、交付申請をしてタブレット端末等を設置したUD車両から、諸事情により、交付申請をしていないUD車両にタブレット端末等を移設した場合、移設先のUD車両は再申請では補助対象車両とはできませんが、移設元のUD車両は、再度、補助対象車両とすることができます。

4. 補助対象経費・補助金の額（要綱第6・7条、別表1）

【4-1】 「補助対象タブレット端末等の新規導入に係る経費」において「導入」とは何か

→ タブレット端末等の「導入」には、端末等を購入する場合のほか、リースする場合も含まれます。

ただし、リースの場合、初期導入経費が補助対象経費となり、定期的なリース料等の経常的経費は補助対象外になりますので、ご注意ください（要綱別表1）。

【4-2】 補助対象経費の算定期間はどうか

→ 要綱第9条に規定する補助金の交付決定後に、タブレット端末等の新規導入に係る「契約」、「導入」、「支払い」をした経費が補助対象経費となり、交付決定前に「契約」、「導入」等を行ってしまった場合は補助対象外となりますので、ご注意ください（要綱別表1）。

【（公財）東京都環境公社で実施している「UDタクシー対応助成金」と取扱いが異なりますので、ご注意ください。】

【4-3】 10万円超の端末（補助限度額5万円超ベース）と10万円未満の端末（補助限度額5万円未満ベース）を導入する場合、補助限度額との関係で補助金額はどのように算出されるのか。

→ 例えば、補助対象車両台数が2台で、12万円（税抜）の端末1台と、2万円（税抜）の端末1台を導入する場合、
補助限度額は、10万円（2台×5万円）、
補助対象経費は、14万円（12万円+2万円）で、補助率1/2を乗じた額は、7万円となり、補助限度額10万円に達していないため、補助金額は、7万円となります。

【上記事例において、各端末ごとに1台あたり5万円の補助限度額がかかるとすると、12万円の端末は、補助率1/2を乗じて6万円ですが、補助限度額により補助金額5万円、2万円の端末は、補助率1/2を乗じて1万円であり、補助限度額以下で補助金額1万円、となり、補助金額の合計は、6万円となってしまいますが、そのような算出方法にはなっておりませんので、注意願います。】

【4-4】 要綱第7条に規定する補助限度額の算定基礎となっている補助対象車両の台数（これに5万円を乗じたものが補助限度額）はどの時点のものをいうのか。

→ 補助対象車両の台数は、最終的には、タブレット端末等の設置時点で確定します。（【3-3】と同じ）
したがって、交付申請・決定時と、実績報告・確定時とで、補助限度額が変わる場合があります。

5. 補助金の交付申請（要綱第9条）

【5-1】 交付申請を行ってから交付決定までの有効期間はあるのか。

→ 交付申請書を受領後、必要書類の不足等により、追加書類の提出をお願いする場合がございます。ご申請者様のご都合により、これにご対応いただかず、長期間財団が手続を進められない場合には、書類を返却させていただく場合がございます。